

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業実施要領

制 定	平成 25 年 5 月 7 日
一部改正	平成 26 年 2 月 14 日
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日
一部改正	平成 27 年 7 月 1 日
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 10 月 28 日
一部改正	令和 3 年 3 月 1 日
一部改正	令和 3 年 7 月 1 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会

第 1 趣旨

この実施要領は、公益社団法人沖縄県糖業振興協会（以下「沖糖振協」という。）が、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 282 6 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、さとうきび増産基金事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2827 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）第 2 の 1 さとうきび自然災害被害対策事業の実施については、要綱、要領、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領（平成 25 年 5 月 7 日沖糖振協制定。以下「助成金交付要領」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第 2 事業実施主体等

- 1 本事業の実施主体は、生産者組織、農業協同組合、民間企業及び協議会とする。
- 2 本事業の内容及び補助率等は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

第 3 事業の内容

- 1 沖糖振協は、次の（1）から（6）に掲げるいずれかの地域（沖糖振協が作成した事業計画において定めた地域をいう。以下同じ。）において、事業実施主体が実施する自然災害被害に対応した取組に必要な経費を助成するものとする。
 - （1）1 か月間の降水量（連続する 3 つの旬のデータを合計したものとする。）が平年に比べ 1 割未満となった地域
 - （2）行政機関が推定する被害率が 10% 超える台風被害が発生した地域
 - （3）病虫害防除所から発生予察注意報、警報又は特殊報が発出された地域
 - （4）干ばつ、台風、病虫害被害等により単収が平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）に対して 10% 以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域
 - （5）台風や病虫害、登熟期の高温等の自然災害被害により、収穫開始から 1 ヶ月

間の平均買入糖度が 11.5 度を下回った地域

(6) (1) から (5) に掲げる自然災害以外の災害等による被害（暴風、豪雨、高潮その他の特別な事情により生ずる被害をいう。）により、単収又は単収に糖度を乗じたものが平年より 10%以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域であつて、特に対策が必要であると農林水産省政策統括官が認めた地域

2 1の(5)の地域においては、地力増産対策及び当該取組の受益地区における土壌診断を実施しなければならないものとする。

3 本事業の対象となる取組は、対象となる自然災害等が発生・確認された時点以降に着手したものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、内閣府沖縄総合事務局長（以下「総合事務局長」という。）が承認した事業計画（以下「事業計画書」という。）に基づき、要領別記様式第3号別添1により事業実施計画を作成し、要領別記様式第3号とともに沖縄振協に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、沖縄振協が事業実施主体となる場合には、総合事務局長の承認を受けるものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
 - (ア) 取組内容
 - (イ) 取組規模
 - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

2 事業実施計画の承認

(1) 沖縄振協は、前項により提出された事業計画が次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、1に基づき事業実施計画の承認を行い、要領別記様式第6号により事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、1または2に準じて行うものとする。

- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 事業実施主体の変更

- (ウ) 事業費の3割を超える増減
- (エ) 事業実施地区の変更
- (オ) 成果目標の変更

4 事業の成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(ア) 生産量の増加

生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、1（2）の事業実施計画を作成する際に得られる直近年（以下「直近年」という）の生産量が平年水準を上回る場合には、次のうち生産量が多い方を目標とすること。

- ・直近年の生産量を実現
- ・島ごとさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる生産量まで増加。

(イ) 単収の増加

単収を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、直近年の単収が平年水準を上回る場合には、次のうち単収が多い方を目標とすること。

- ・直近年の単収を実現
- ・島ごとさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる単収まで増加。

(2) 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第5 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

ただし、物理的防除を行うための器具（誘殺灯）の取得に要する経費については、薬剤防除と組み合わせて実施する場合であり、かつ、総合事務局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

(4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(5) 不動産、船舶、飛行機、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

3 2 の (5) の規定にかかわらず、干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具(灌水タンク等)の取得に要する経費については、総合事務局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

4 不正行為に対する措置

(1) 沖糖振協は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあっては、事前に総合事務局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 沖糖振協は、事業実施主体が (1) の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に総合事務局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(3) 沖糖振協は、不正行為等に関する報告を事業実施主体に求めることができるものとし、情報等を得た場合は総合事務局長に対し、速やかに情報を共有するとともに、必要に応じて協議するものとする。

第 6 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守すること。

1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、所得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。

2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。

3 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第 7 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後 5 年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

第 8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、別に定める日までに、要領別記様式第7号により作成し、事業の実施状況を沖縄振協に報告するものとする。

2 沖縄振協は、1により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第9 事業の評価

1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別に定める日までに、要領別記様式第8号により自ら評価を行い、沖縄振協に報告するものとする。

2 沖縄振協は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 沖縄振協は、2の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を要領別記様式第9号により提出させるものとする。

4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。

5 沖縄振協は、2及び4の評価結果を沖縄総合事務局長に報告するとともに、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。

6 沖縄振協は、3により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第10 財産管理等

事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の目的が達成されるよう、適切な管理に努めるものとする。

第11 その他

1 帳表等の管理

沖縄振協は、事業実施主体に対し、本事業の経理について、本事業以外の経理と明確に区分した上で実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の完了年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

2 畑作共済等の積極的活用

沖縄振協は、事業実施主体に対し事業の受益者等の経営の安定を図るため、農業共済組合と連携し、当該受益者等による農業経営収入保険、畑作物共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促す取組みを指導するものとする。

附則

この実施要領は、平成25年5月7日から施行し、平成25年3月26日から適用する。

附則

この実施要領は、平成26年3月13日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、事業計画書の承認を受けた日（平成27年4月6日）から施行する。
- 2 この実施要領による改正前の甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき行われた基金の管理及び事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この実施要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表1

セーフティネット内容

内容及び補助率一覧

対象作物	取組項目 (発動要件)	具体的な取組内容	事業実施主体	支援水準 (補助率)
さとうきび	【病害虫発生時の応急対策・被害軽減対策】 (病害虫発生)	【個別対策】 (1) 各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成 (2) 各種病害虫防除のための作業委託料等の助成	地区協議会、 農協、製糖企業、さとうきび生産組織等	2/3以内
		【共通対策】 (1) 各種被害の早期回復及び次作への影響を減らすための対策 ・堆肥、緑肥、土壌改良資材施用及び土壌分析（土壌診断）等に係る経費 ・株出等管理作業（深耕・心土破碎、施肥、粒剤散布、除草剤散布、補植等を含む）の委託に係る経費等の助成 ・苗の確保（採苗ほ設置、代替苗やセル成形苗の育苗や購入等）に係る経費等の助成 ・かん水作業委託料等の助成 ・各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成（沖縄総合事務局と事前調整を行うこと）		2/3以内
		【個別対策】 (1) 干ばつ被害軽減のためのかん水作業委託料等の助成 (2) 干ばつ被害軽減のためのかん水資材購入費等の助成		8/10以内 2/3以内
		【共通対策】 (1) 各種被害の早期回復及び次作への影響を減らすための対策 ・堆肥、緑肥、土壌改良資材施用及び土壌分析（土壌診断）等に係る経費 ・株出等管理作業（深耕・心土破碎、施肥、粒剤散布、除草剤散布、補植等を含む）の委託に係る経費等の助成 ・苗の確保（採苗ほ設置、代替苗やセル成形苗の育苗や購入等）に係る経費等の助成 ・かん水作業委託料等の助成 ・各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成（沖縄総合事務局と事前調整を行うこと）		2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内
		【個別対策】 (1) 台風後の植替等に係る苗の確保及び作業委託等並びに翌年度の新植に向けた種苗の確保に係る経費 (2) 除塩のためのかん水作業委託料等の助成 (3) 早期生産回復及び次作への影響を減らすための対策 ・基肥・追肥に係る化学肥料購入の助成		8/10以内 8/10以内 2/3以内
		【共通対策】 (1) 各種被害の早期回復及び次作への影響を減らすための対策 ・堆肥、緑肥、土壌改良資材施用及び土壌分析（土壌診断）等に係る経費 ・株出等管理作業（深耕・心土破碎、施肥、粒剤散布、除草剤散布、補植等を含む）の委託に係る経費等の助成 ・苗の確保（採苗ほ設置、代替苗やセル成形苗の育苗や購入等）に係る経費等の助成 ・かん水作業委託料等の助成 ・各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成（沖縄総合事務局と事前調整を行うこと）		2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内
		【個別対策】 (1) 低糖度改善のための堆肥、緑肥、土壌改良資材施用に係る経費に対する助成（土壌診断実施）		8/10以内
		【共通対策】 (1) 各種被害の早期回復及び次作への影響を減らすための対策 ・堆肥、緑肥、土壌改良資材施用及び土壌分析（土壌診断）等に係る経費 ・株出等管理作業（深耕・心土破碎、施肥、粒剤散布、除草剤散布、補植等を含む）の委託に係る経費等の助成 ・苗の確保（採苗ほ設置、代替苗やセル成形苗の育苗や購入等）に係る経費等の助成 ・かん水作業委託料等の助成 ・各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成（沖縄総合事務局と事前調整を行うこと）		2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内
		【個別対策】 (1) 上記の各種対策を複合的に実施		8/10以内 又は2/3以内
		【共通対策】 (1) 各種被害の早期回復及び次作への影響を減らすための対策 ・堆肥、緑肥、土壌改良資材施用及び土壌分析（土壌診断）等に係る経費 ・株出等管理作業（深耕・心土破碎、施肥、粒剤散布、除草剤散布、補植等を含む）の委託に係る経費等の助成 ・苗の確保（採苗ほ設置、代替苗やセル成形苗の育苗や購入等）に係る経費等の助成 ・かん水作業委託料等の助成 ・各種病害虫防除のための薬剤購入費等の助成（沖縄総合事務局と事前調整を行うこと）		2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内
	【特認条項】	上記以外の災害等により、単収又は単収に糖度を乗じたものが平年より10%以上減少となることが見込まれた場合であって、特に対策が必要であると農林水産省政策統括官が認めた地域。	地区協議会、 農協、製糖企業、さとうきび生産組織等	別途協議する

(注) 適宜欄を追加して記載すること。

別表 2

補助対象経費

基金管理団体の事務費及び事業実施主体がさとうきび増産緊急対策事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の取得経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。

	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（助成事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う小額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の小額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる小額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導を行なうための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行なう資料収集、各種調査、打合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事するものに対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用したものに対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行なうに当っては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・助成金額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行なう場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行なう経費</p>	
雑役務費	飲食費	<p>事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	印紙代	<p>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費</p>	
	社会保険料	<p>事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費</p>	
	通勤費	<p>事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等経費</p>	

上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 助成事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第3号

番 号
年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理 事 長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

さとうきび自然災害被害対策事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号
農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）（又は（3））の規定により
別添1のとおり承認申請する。

※ 関係書類として、別記様式第3号別添1を添付すること。

※ 変更の場合には、別添1様式中、事業実施計画書の下に（第○次申請承認の変更計画）と記入し、「事業の目的」を「変更の理由」として、事業実施計画書の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、添付書類については交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

さとうきび増産基金事業のうち
さとうきび自然災害被害対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： ○○年度

事業実施主体名： ○○島さとうきび振興対策協議会

第1 事業の目的

(例) 当該地域におけるイネヨトウの被害が多く見られる。また、沖縄県防除センターは平成27年4月30日に沖縄県全域を対象に、メイチュウ類（イネヨトウ及びカンシヤシンクイハマキ）の発生予察注意報を発表した。そこで、被害を最小限に抑えるため、特に被害の深刻な当該地区において、メイチュウ類の防除薬剤の散布を実施するとともに、次作への悪影響を引き溜らない対策として、病害虫に強いさとうきびの育成のための堆肥の投入及び種苗の確保を行い、生産者の持続的な再生産やさとうきびの増産を推進し、地域経済の維持・発展を図る。

第2 事業計画総括表

さとうきび自然災害被害対策事業の内容

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目標	目標数値		対象 作物 名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	完了 予定 日	備考
			現状	目標		増減率	戸数			面積	基金	事業実施 主体			
			(〇年度)	(〇年度)	さとう きび	戸 〇戸	ha 〇〇ha		円	円	円	円	%		
合計															

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3の1に掲げる目標を記入すること。

2 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。

3 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第2の1により基金管理団体が事業計画に定める事業内容を記入すること。

4 「備考欄」の欄については、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「各税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額を記入すること。

第3 事業の成果目標

1 事業実施地区における被害状況と対策

自然災害等の種類	被害状況と対策
病害虫による被害（メイチュウ類） （イネヨトウ及びカンシヤシクイハマキ）	

(注) 1. 「自然災害等の種類」の欄には、干ばつ、台風、病害虫など対象となる自然災害等を記載すること。

2. 被害状況と対策の欄には、事業実施地区における現在の被害状況等を踏まえ、どのような対策を行うのか、具体的に記述すること。また、「自然災害等の種類」の欄に記載される事項との因果関係についても具体的に記述すること。

2 具体的な成果目標

目標	さとうきび生産量を平年水準に増加		
具体的な数値	現状値（○年度）：5,000t	目標値（○年度）：5,500t	増減率：10%増加
目標数値決定根拠	過去7年間の生産量のうち、最高及び最低を除いた5年平均の生産量。		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗ほ場の設置や苗代助成による苗の確保（〇ha） ・ たい肥、緑肥、深耕による土づくりの推進（〇ha） ・ 誘引剤含有農薬、交信かく乱法による病害虫防除（〇ha） 		
事業評価の検証方法 （実績値の算出方法）	〇年産の実績により検証。		

(注) 1 「具体的な取組」の欄については、目標に対応した具体的な値、取組内容、予定規模を記入すること。

2 「事業評価の検証方法」の欄については、具体的な検証方法を記入すること。

第4 事業実施主体

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名
〇〇島さとうきび振興 対策協議会 (〇年〇月〇日)		<協議会>〇〇〇〇 <有識者>〇〇〇〇	〇〇市長 JA〇〇事業本部 本部長 〇〇糖業(株) 代表取締役 〇〇大学 教授 〇〇農業研究センター センター長

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体	〇〇県	
民間団体	〇〇組合	

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

第5 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月 月	

(注) 「取組の内容」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

2 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
○○地区	【病害虫発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害等により糖度減少発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害被害からの回復対策】				

(注) 「取組項目」及び「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

3 費目別積算根拠

取組項目	事業費 (円)		積算根拠	対象農家戸数 (戸)	対象面積 (ha)	備考
		うち基金 (円)				
【病害虫発生時の応急対策・被害軽減対策】						
費目						
【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】						
費目						
【台風襲来時の応急対策・被害軽減対策】						
費目						
【自然災害等により糖度減少発生時の応急対策・被害軽減対策】						
費目						
【自然災害被害からの回復対策】						
費目						
【事務に要する経費】						
費目						
小計						
合計						

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 2 「取組項目」、「費目」欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 3 「費目」欄は、要領別記3の費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		基金(A) 円	事業実施主体(B) 円	その他(C) 円	
さとうきび自然災害被害対策事業					
合計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかなでない場合には「含税額」と記入すること。

2 国庫補助金以外から基金への拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第7 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較		備考
			増	減	
基金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較		備考
			増	減	
合計					

第8 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) さとうきび増産計画及びフォローアップ（新規、変更した場合のみ添付すること。）
- (2) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）（新規、変更した場合のみ添付すること。）
- (3) 本事業の一部を外部に委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) その他政策統括官が必要と認める資料

別記様式第6号

沖糖振協第 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長

さとうきび自然災害被害対策事業の事業実施計画の承認及び補助金の割当内示について

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知し、下記のとおり割当内示しますので、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領（平成25年5月7日公益社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第3条の規定に基づき〇〇年〇月〇日までに交付申請書を提出願います。

なお、交付事業の執行に当たっては、交付要領等に基づき遺漏のないようご留意願います。

記

事業実施主体	事業名	割当内示額（円） 国庫補助金
	さとうきび自然災害被害対策事業	

別記様式第7号

番 号
年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理 事 長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

さとうきび自然災害被害対策事業の事業実施状況報告（〇〇年度）

さとうきび自然災害被害対策事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農
林水産事務次官依命通知）第7の1の規定により別添1のとおり報告する。

※ 関係書類として別記様式第7号別添1を添付すること。

さとうきび増産基金のうち
さとうきび自然災害被害対策事業

事業実施状況報告書

事業実施年度： 〇〇年度

事業実施主体名：〇〇島さとうきび振興対策協議会

第1 事業計画総括表
さとうきび自然災害被害対策事業の内容

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目標	目標数値		達成状況		対象 作物 名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	完了 年月 日	備 考
			現状	目標	実績	達成率		戸数	面積			国費	事業実施 主体	その他			
〇〇県 〇〇市	〇〇島さ とうきび 振興対策 協議会	さとうき び生産量 を平年水 準に増加	(H26年度) 5,000t	(H28年度) 5,500t	(〇年度) 5,300t 増加	60%	さとう きび	戸 100	ha 100		円	円	円	% 定額	平成 28年 3月 31日		
合計	〇〇地区																

(注) 1 「目標」の欄については、冲糖振協の実施要領第4の2の(1)の(イ)に該当する目標を記入すること

2 「目標年度」は事業終了年度とする。

3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。

4 「事業内容」の欄については、冲糖振協の実施要領第2の2別表2に定める事業内容を記入すること。

5 備考欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第2 事業実施の詳細

1 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
○○地区	【病害虫発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【干ばつ発生時の応急対策・被害軽減対策】				
	【台風来襲時の応急対策・被害軽減対策】				
	【自然災害等により糖度減少発生時の応急対策・被害軽減対策】				
		【自然災害被害からの回復対策】			

(注) 1 地区及び事業内容欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理 事 長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

さとうきび自然災害被害対策事業の評価報告

さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により別添のとおり報告する。

- ※1 関係書類として、別記様式第8号別添1の事業評価シートを添付すること。
- 2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第8号別添1

さとぅきび増産基金事業に関する事業評価票

事業名	都道府県名 地区名	事業実施 主体名	対象作物等	事業実施 年度	成果目標の 具体的な内容	成果目標の達成状況				改善計画		事業の実施による効果	事業計画の妥当性	適正な事業の執行	
						経過年 (計画年度) 〇〇年	1年目 〇〇年	2年目 〇〇年	3年目 目標年 〇〇年	目標値	達成率				改善計画 実施結果 〇〇年
さとぅきび 自然派有機 産野菜事業	〇〇県 〇〇地区	〇〇さとぅ きび生産販 興対策協議 会	さとぅきび	〇年度	さとぅきび生産量を半年 水準に増加	5,000トン			5,400トン	5,500トン	80%	5,500トン	100%	〇〇〇〇	〇〇〇〇
														〇〇〇〇	〇〇〇〇

(注) 「成果目標の達成状況」、「改善計画実施年」については、算出の根拠となる資料を添付すること。

「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、基金管理団体から指摘を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の使用状況についても記入すること。

「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」については、事業が適切に実行されたかどうかその理由について記入すること。

基金管理団体は、事業実施主体ごとに記入し、欄は適宜追加すること。

基金管理団体がこの事業評価票を公表する時は、「改善計画」、「事業の実施による効果」、「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」は削除して公表を行うこと。

番 号
年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

さとうきび自然災害被害対策事業における改善計画について

さとうきび自然災害被害対策事業において、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組みの経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基準年 (計画策定時) 〇〇 年	目標年 〇〇 年	目標値	達成率	()年	達成率
成果目標	〇〇〇の増加						

(注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制